An aerial photograph of a waterfront park in Osaka, Japan. The park is filled with people, many sitting on blankets on the grass. There are trees and a paved path. A river flows along the left side of the park, with a small boat visible. In the background, a dense city skyline with various skyscrapers is visible under a clear blue sky.

水都大阪フェスを事例とした
公共空間の利用性に関する研究

緑地計画学
田村 智貴

研究の背景と目的

研究背景

- ・公共空間の機能向上や価値創出のために新たな使いこなしの仕組みが求められ、各地で官民協働による社会実験が行われてきた。
- ・大阪市でも、水辺空間を中心に公共空間を活用した官民協働のまちづくりへ向けた社会実験が行われている。

研究目的

大阪市の中心部を流下する水辺空間において官民が連携して開催している水都大阪フェスを対象に、公共空間で開催されるプログラムの運用に対する課題を探ることを目的とする。

公共空間における社会実験について

国・地方公共団体が所有する公共空間は、これまで行政が公的な観点から活用してきたが、行政の財政状況が逼迫しつつあることから、民間による自主的な取組みを支援することで、まちの活性化を図るとともに、管理の高質化が可能になる。

(国土交通省「都市再生特別措置法に基づく
制度の活用手引き」より)

既存制度の大幅な見直しを伴う施策について、事前に効果や影響を確認するための社会実験を支援する。

(国土交通省「社会実験公募要領」より)

⇒民間が公共空間を利用する際の、規制緩和のための社会実験によって、実施例を増やしつつルールづくりを行っていく必要があると言われている。

研究の対象と方法

研究対象の概要

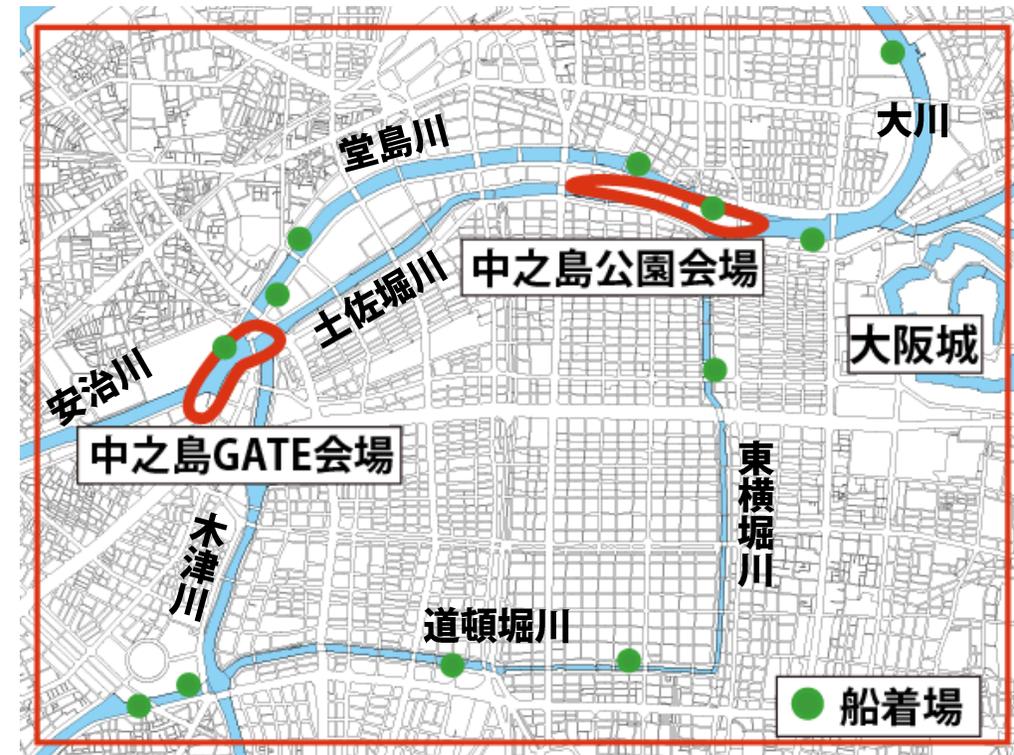
水都大阪フェスは大阪市内の水辺空間(水の回廊)を中心とした公共空間を活用し、官民協働で行われる賑わい創出のための社会実験プロジェクトである。2009年から開催されており2014年度で6年目となる。

研究対象の特定

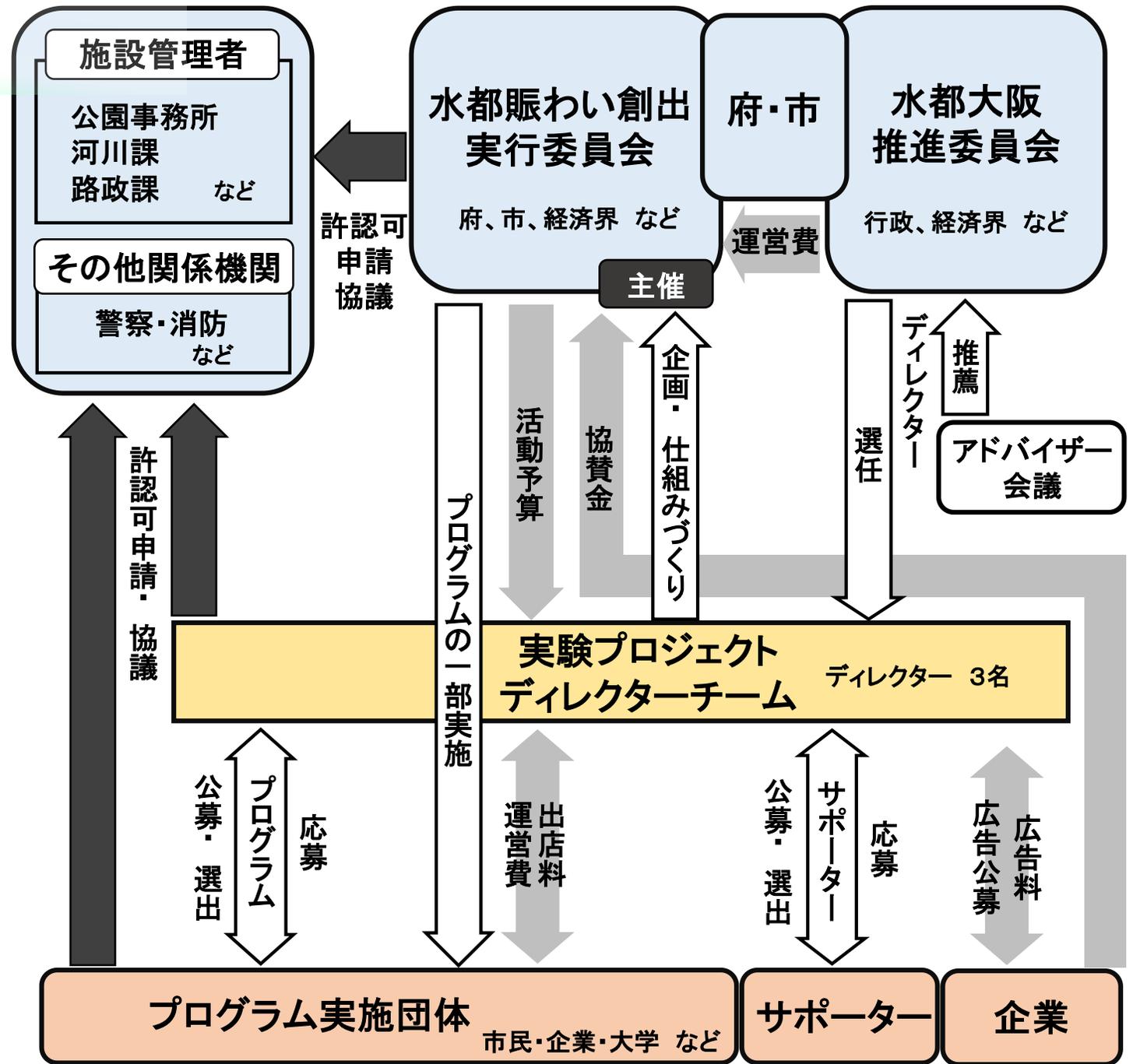
2012年度:官主導の開催
2013年度:民主導の開催

研究方法

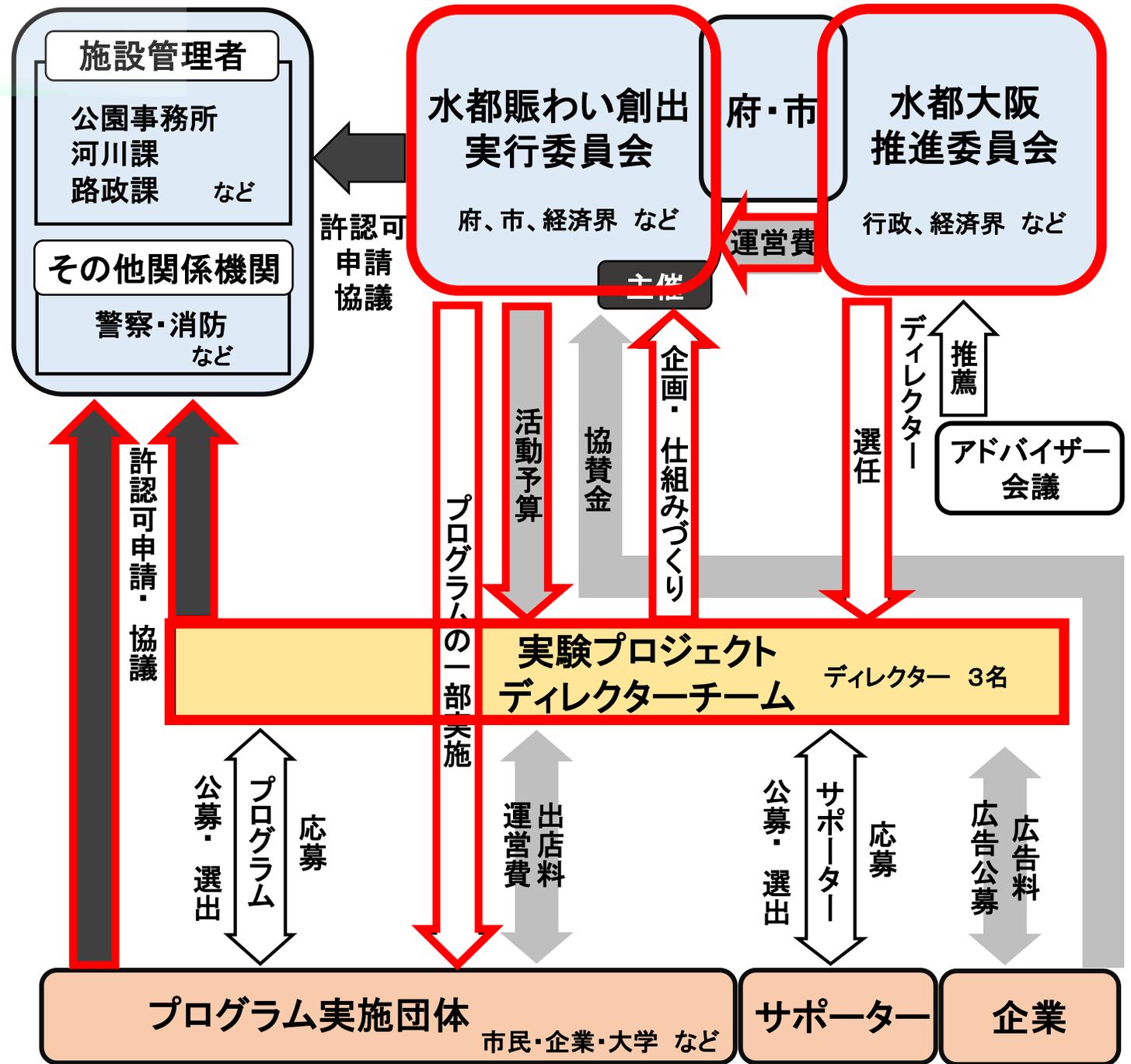
- 水都大阪フェスのホームページとパンフレット、実施団体による報告書から、実施体制、プログラム内容と実施位置を把握
- 実施団体へのヒアリング調査から、各種行政機関との協議内容を把握



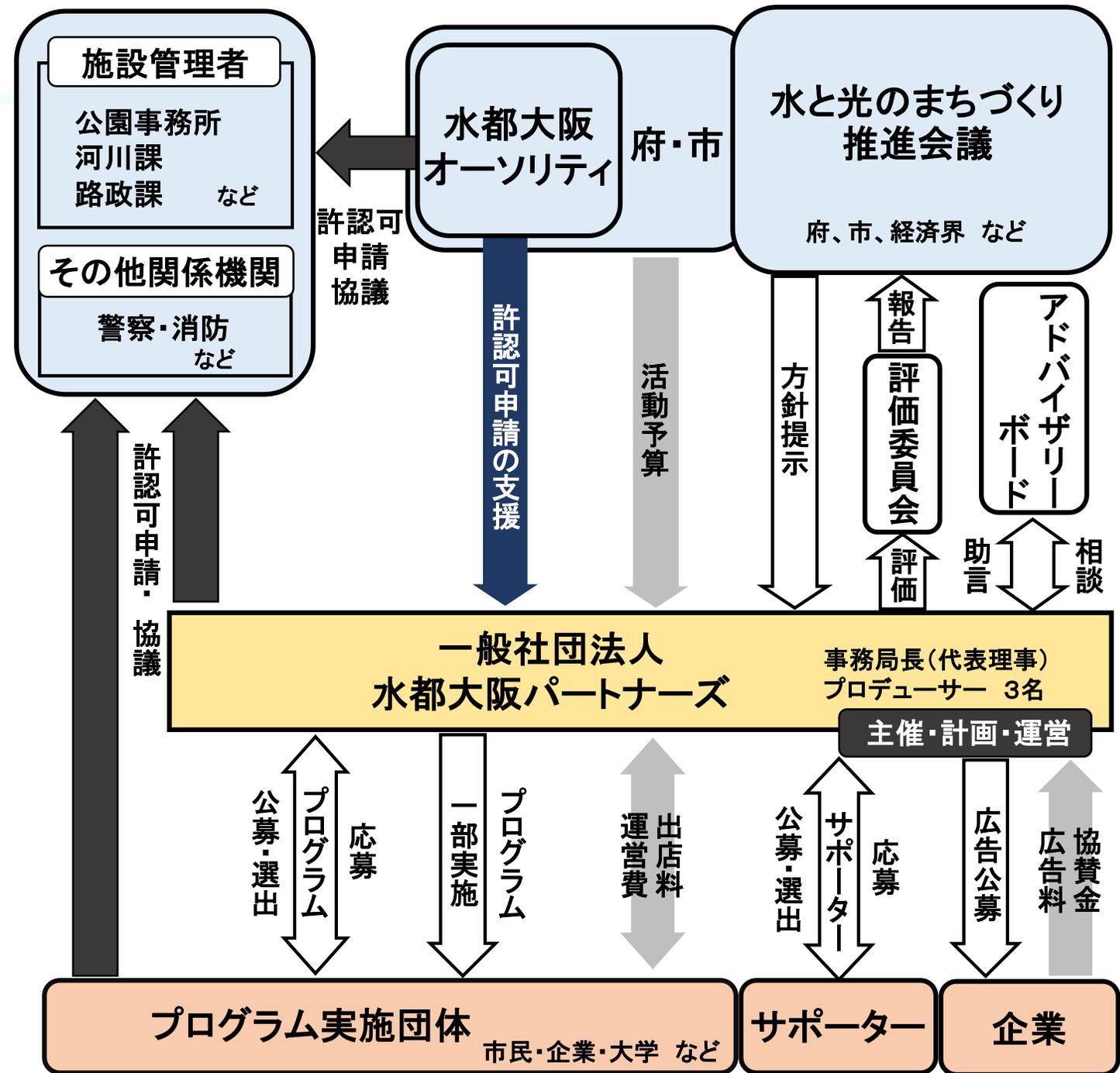
実施体制 (2012年度)



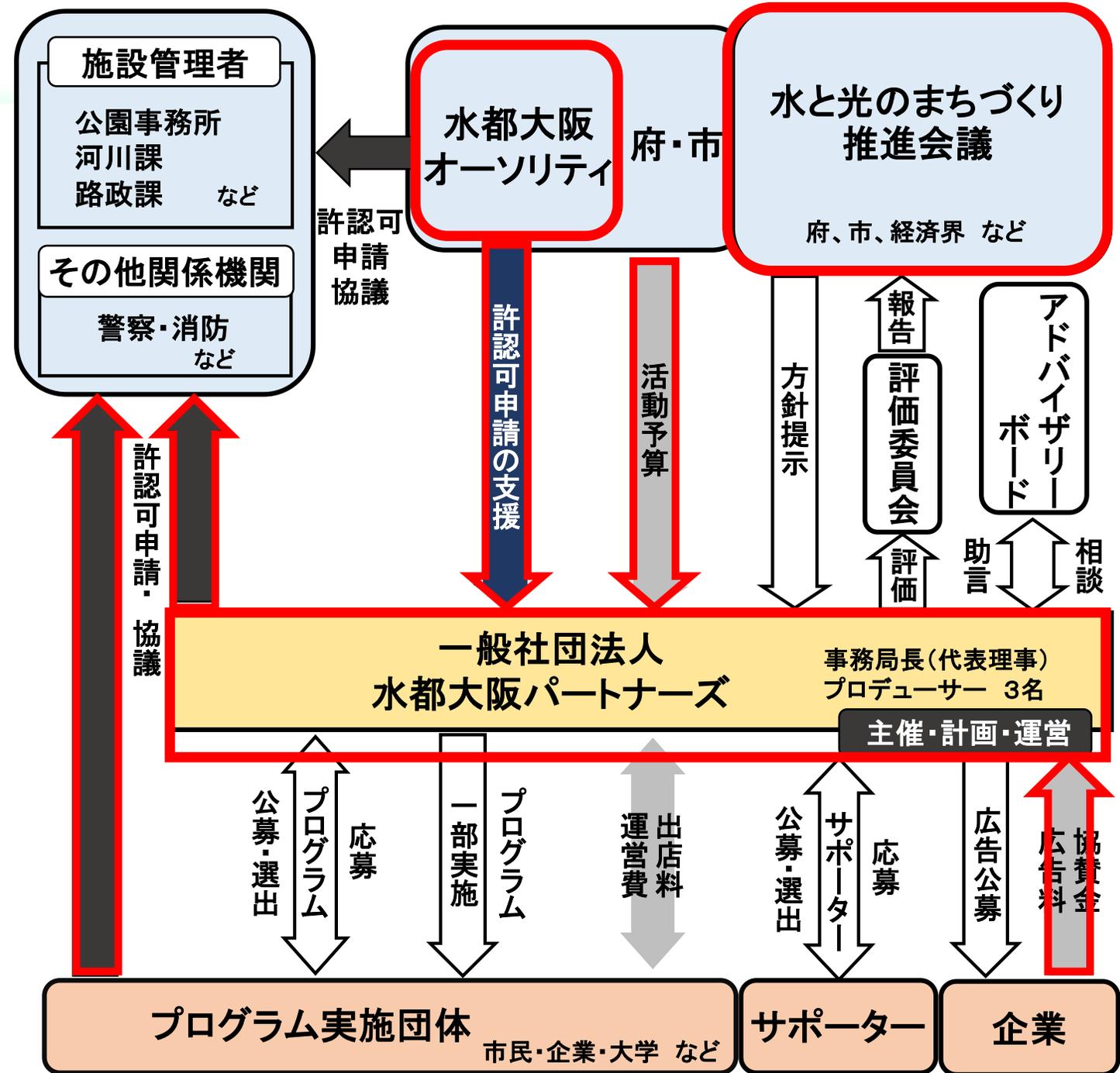
実施体制 (2012年度)



実施体制 (2013年度)

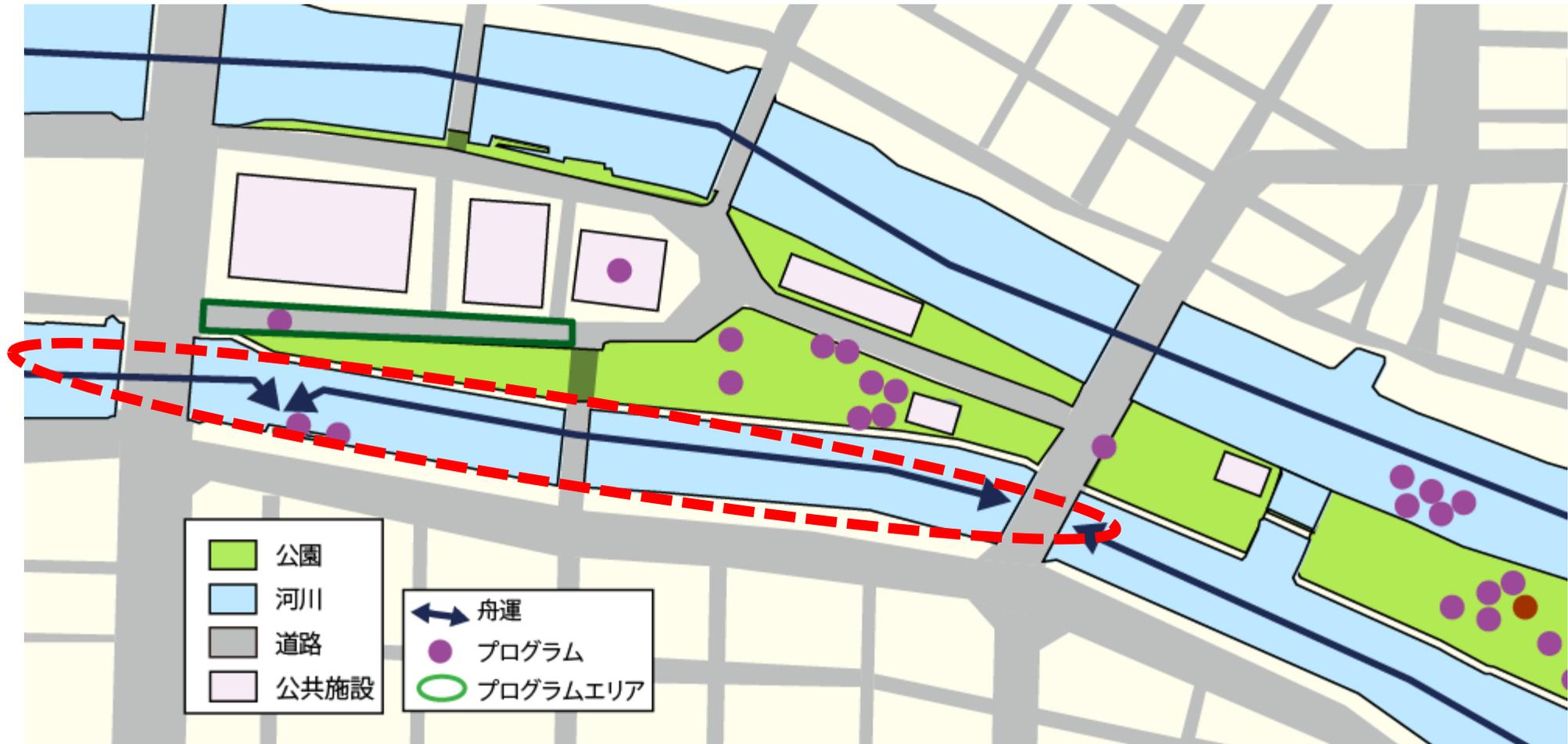


実施体制 (2013年度)



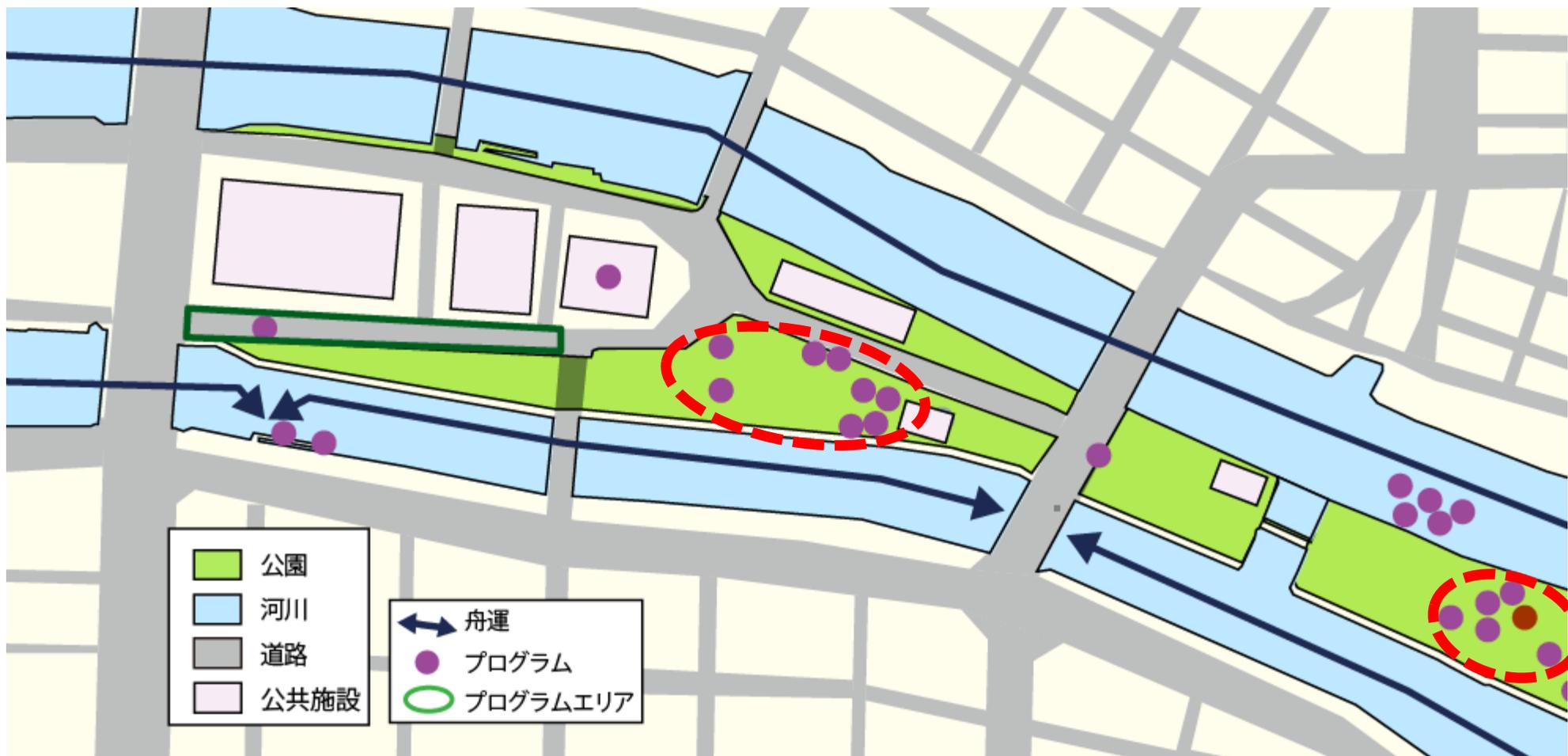
プログラムの分析方法（開催場所の分類）

全域、公園、河川、道路、その他 の5種類に分類した。



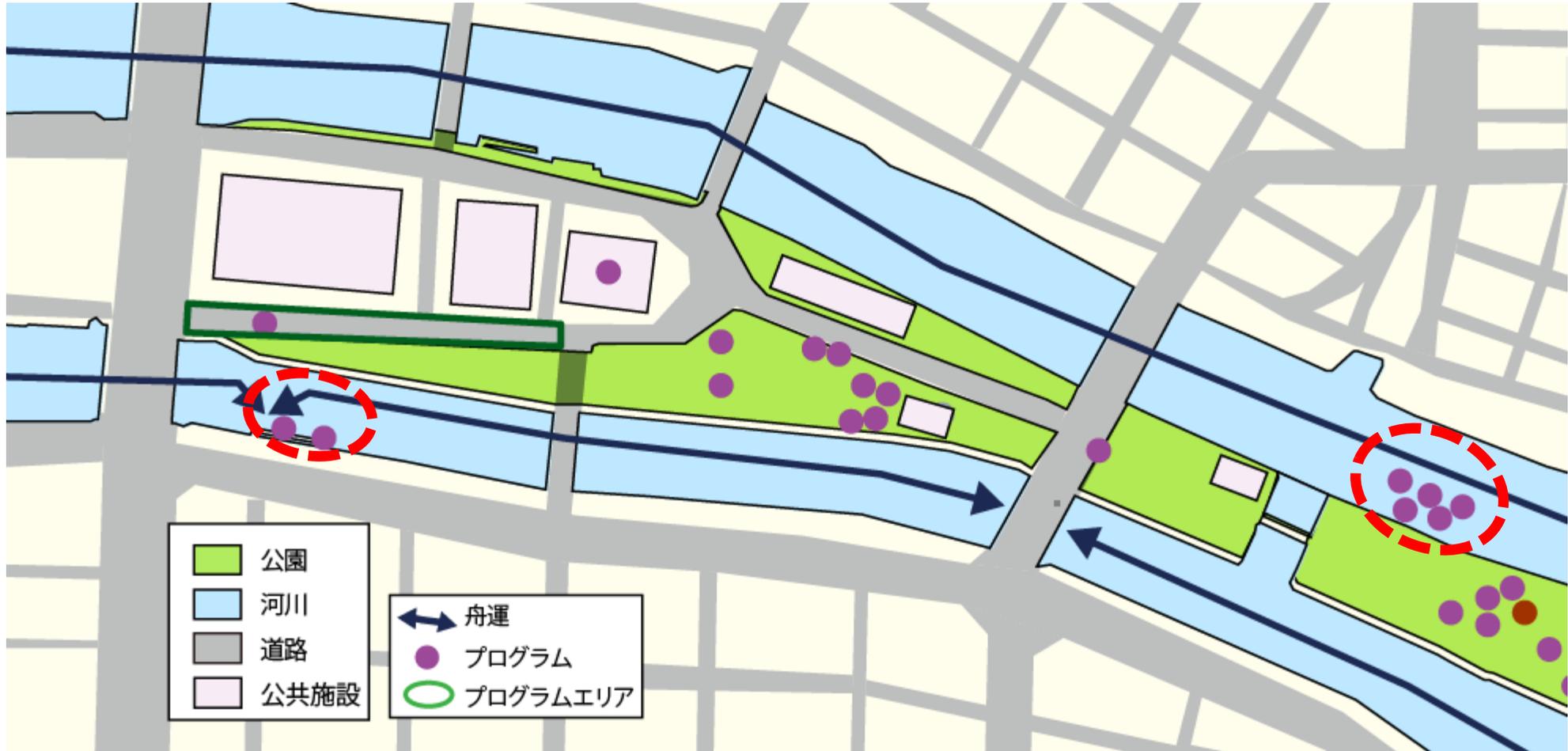
プログラムの分析方法（開催場所の分類）

全域、公園、河川、道路、その他 の5種類に分類した。



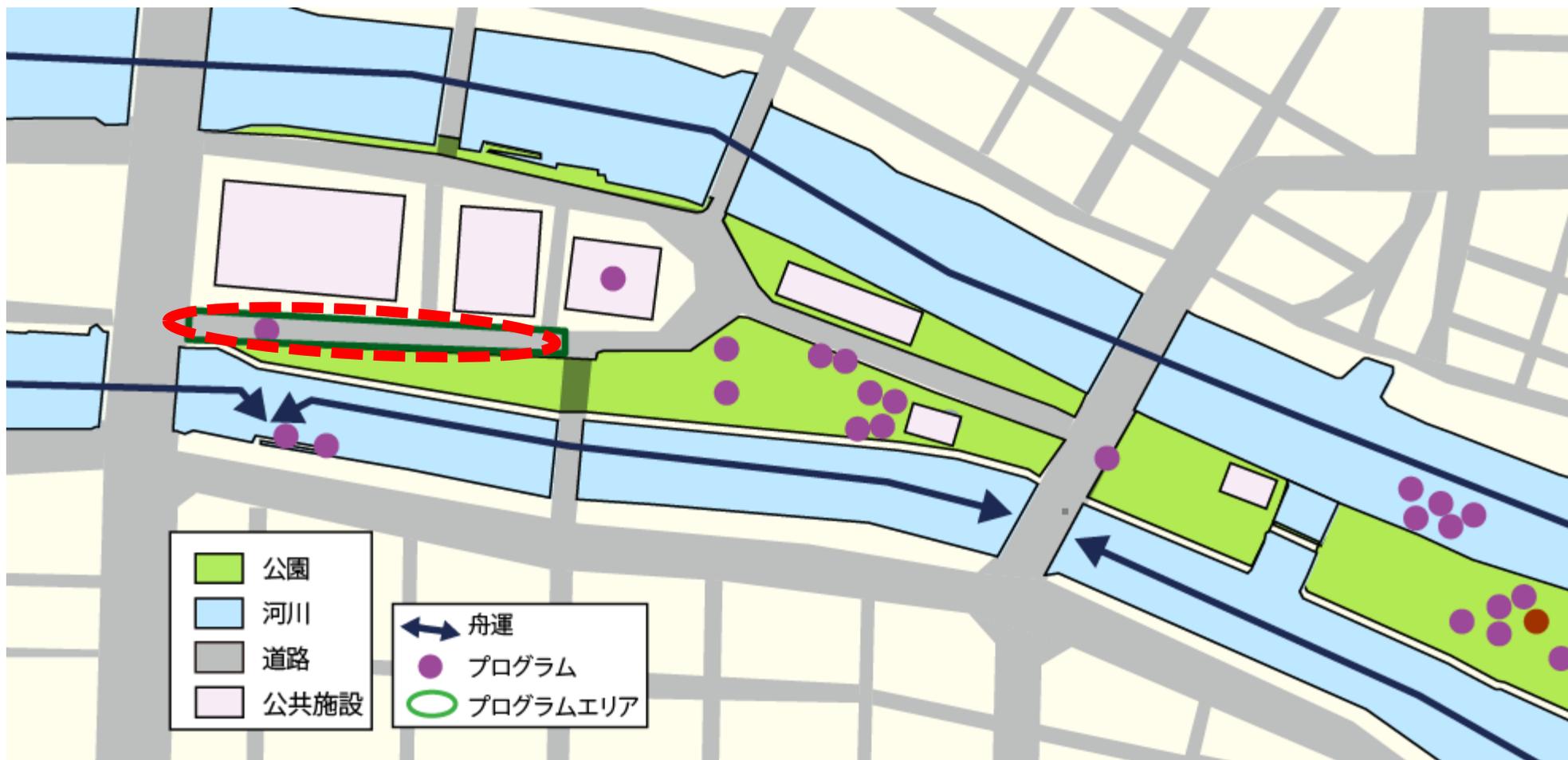
プログラムの分析方法（開催場所の分類）

全域、公園、河川、道路、その他 の5種類に分類した。



プログラムの分析方法（開催場所の分類）

全域、公園、河川、道路、その他 の5種類に分類した。



プログラムの分析方法（開催場所の分類）

全域、公園、河川、道路、その他 の5種類に分類した。



プログラムの分析方法（内容の分類）

飲食、物販、参加、見学 の4種類に大きく分類

参加：ワークショップ、レクリエーション、ツアー

見学：パフォーマンス、展示 に小分類



飲食



物販



参加



見学

プログラムの分析方法（内容の分類）

飲食、物販、参加、見学 の4種類に大きく分類

参加: ワークショップ、レクリエーション、ツアー

見学: パフォーマンス、展示 に小分類



参加



ワークショップ



レクリエーション



ツアー

プログラムの分析方法（内容の分類）

飲食、物販、参加、見学 の4種類に大きく分類

参加：ワークショップ、レクリエーション、ツアー

見学：パフォーマンス、展示 に小分類



パフォーマンス

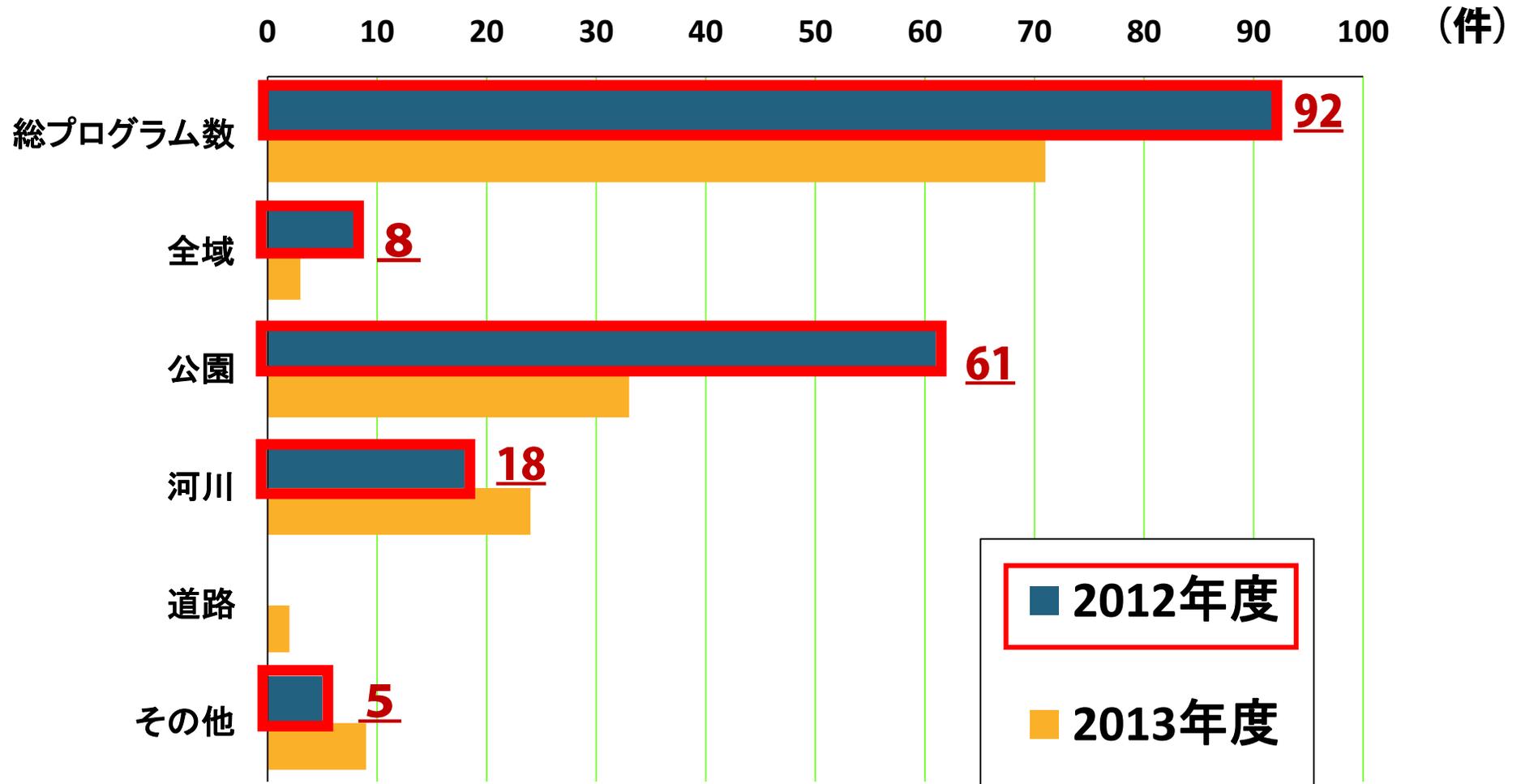


展示

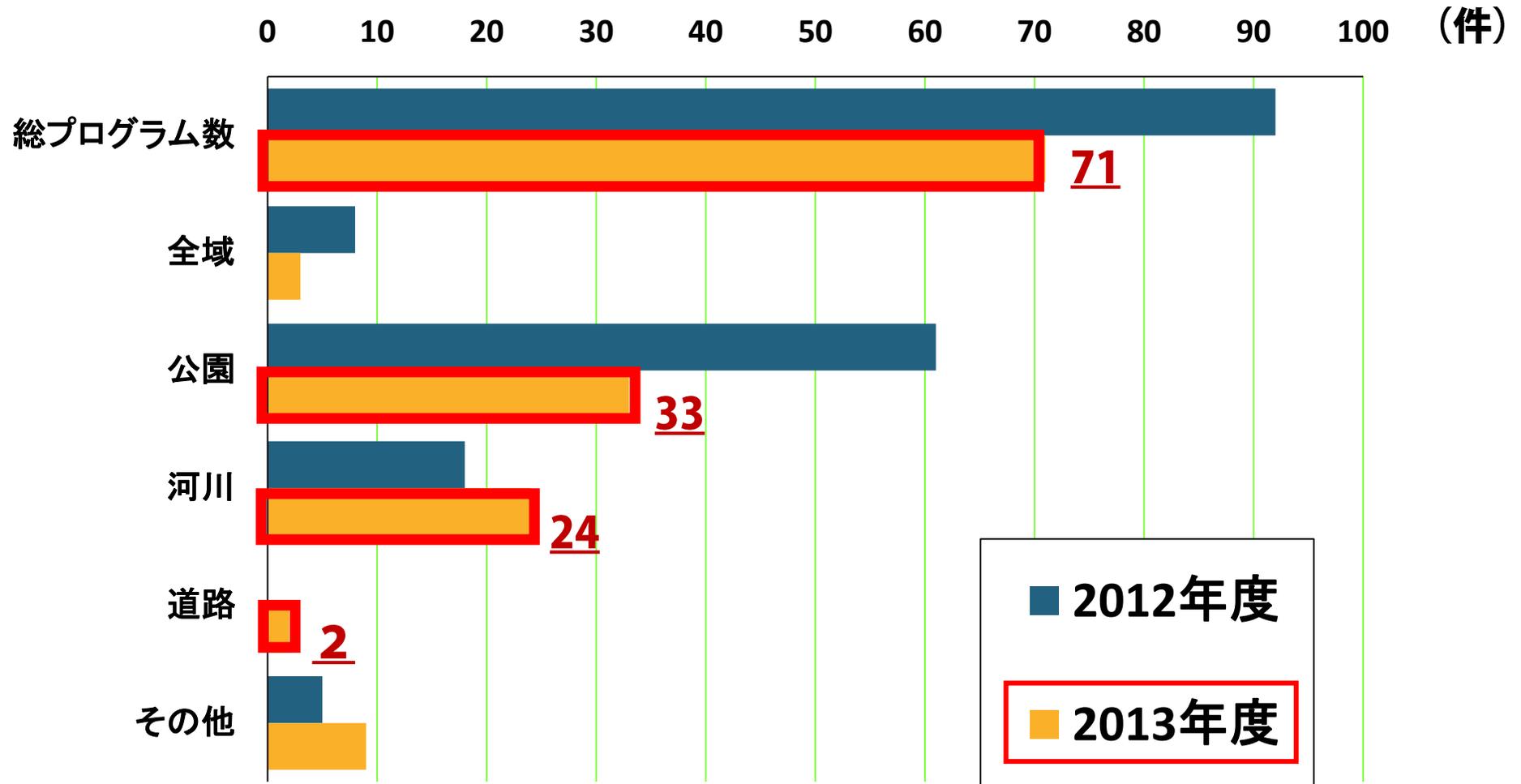


見学

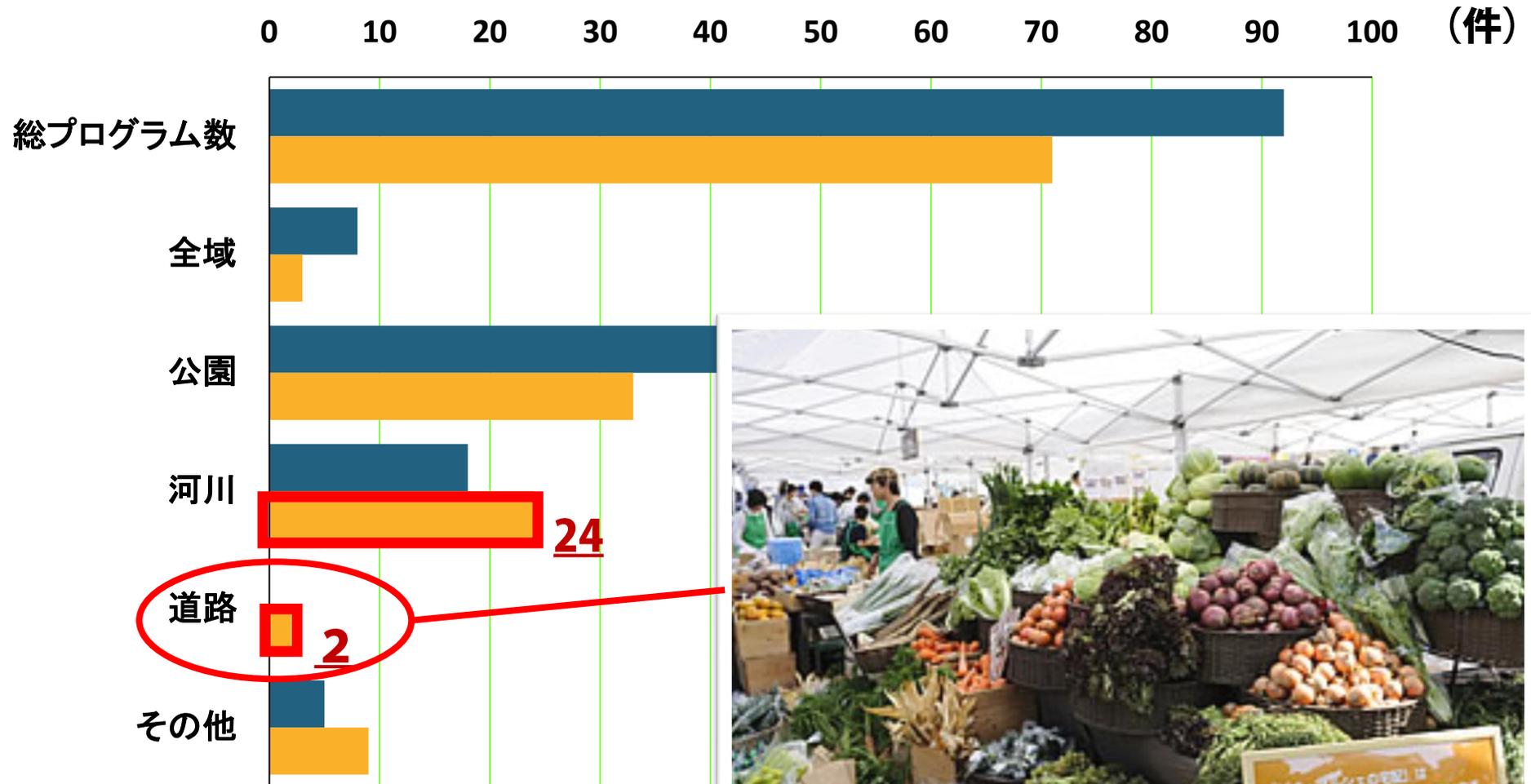
解析結果（実施場所ごとのプログラム件数）



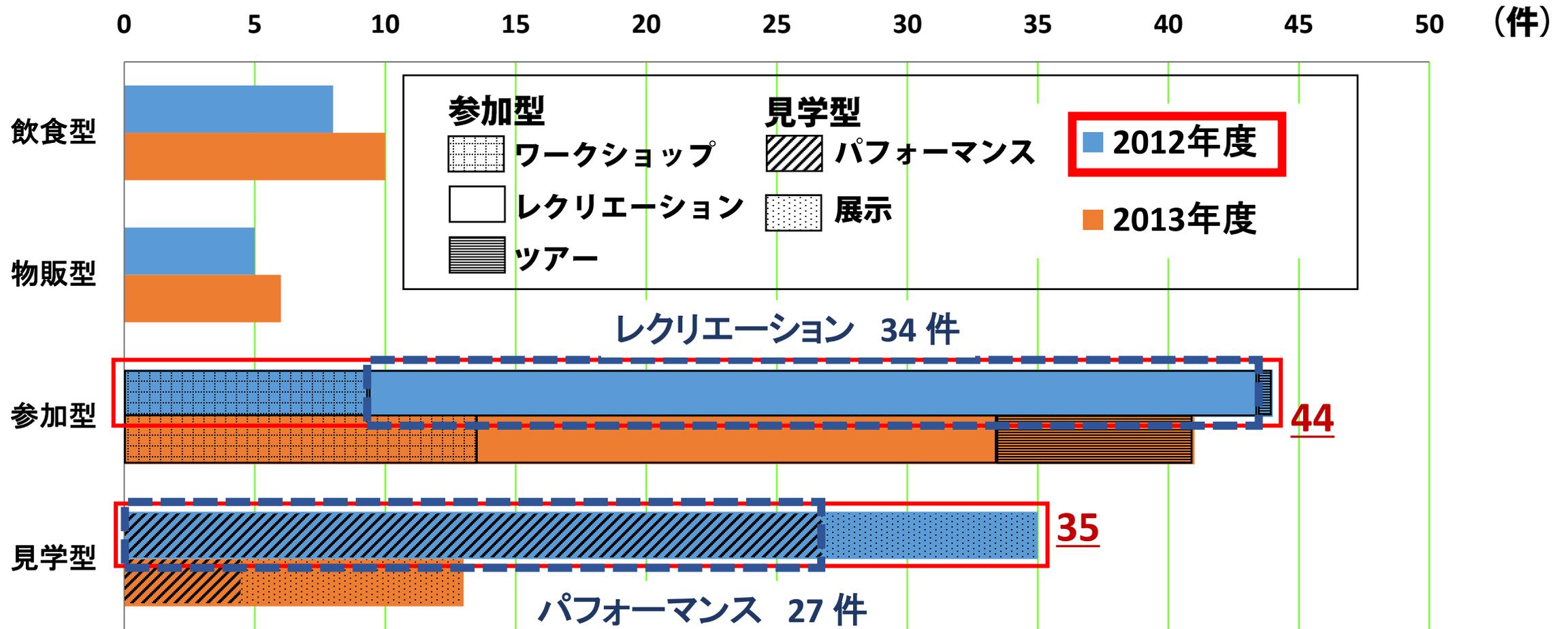
解析結果（実施場所ごとのプログラム件数）



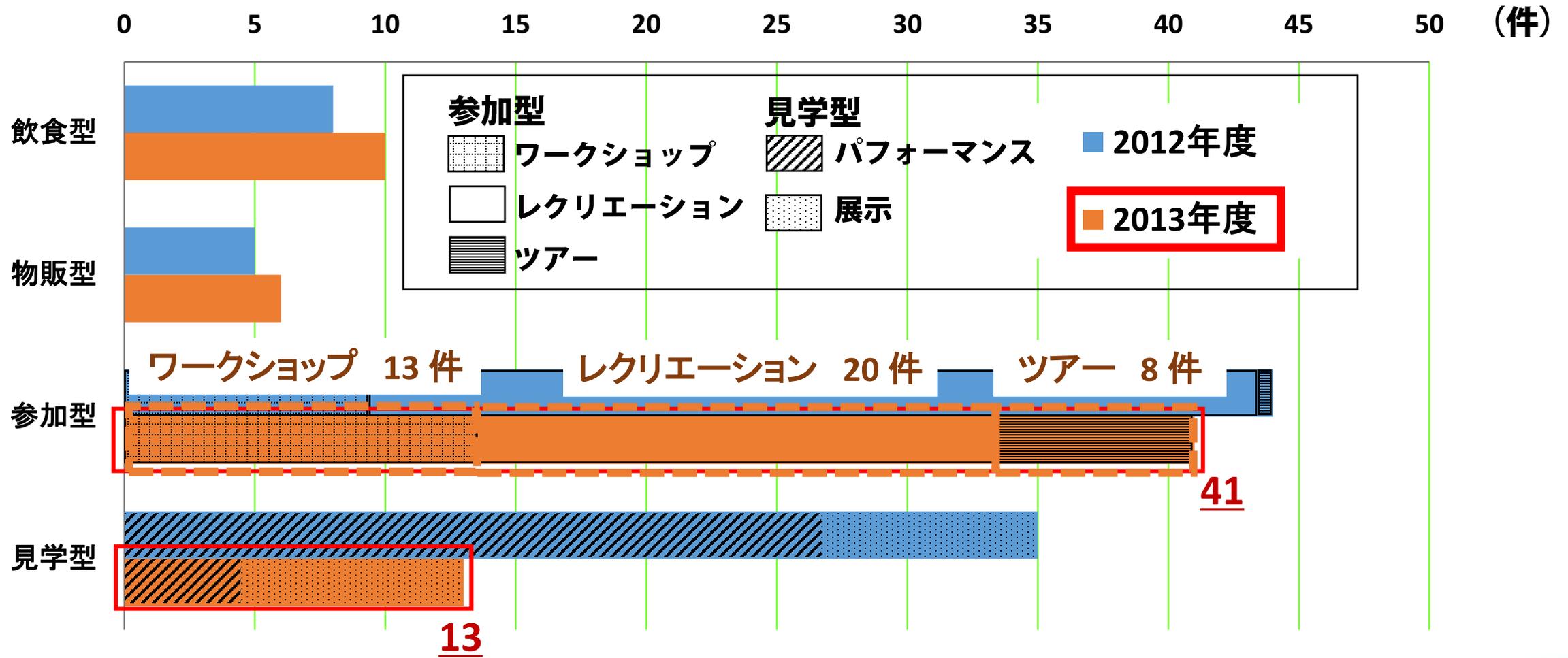
解析結果（実施場所ごとのプログラム件数）



解析結果（内容ごとのプログラム件数）



解析結果（内容ごとのプログラム件数）



協議内容の解析方法

協議対象：全域、公園、河川、道路

協議対象	協議相手	手続き				協議内容
		報告		協議		
		口頭	書類	口頭	書類	
看板設置	大阪市屋外広告物担当			●		○表示期間30日以内 ○規格サイズ内
	大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること
テント設置	大阪市建築確認課			●		○土地に定着せず、移動も可能で、設置期間も10日以内 →テントは建築物に該当しない
	大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること

協議内容（全域）

【2012年度から2013年度で簡略化された事項】

対象年度	協議対象	協議相手	手続き				協議内容
			報告		協議		
			口頭	書類	口頭	書類	
2012	看板設置	大阪市屋外広告物担当			●		○表示期間30日以内 ○規格サイズ内
		大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること
	テント設置	大阪市建築確認課			●		○土地に定着せず、移動も可能で、設置期間も10日以内 →テントは建築物に該当しない
		大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること
2013	看板設置	大阪市屋外広告物担当					
		大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること
	テント設置	大阪市建築確認課					
		大阪市風致地区担当				●	○風致地区許可申請書を提出すること

協議内容（公園）

【2012年度と2013年度で共通の事項】

協議対象	協議相手	手続き				協議内容
		報告		協議		
		口頭	書類	口頭	書類	
中之島公園全体の利用	公園事務所				●	○公園占用許可申請
	大阪市北消防署 予防担当警防担当		●			○催物開催届出書
船着場の利用に伴う公園占用	各公園事務所				●	○利用内容の説明 ○公園占用許可申請
露店開設	大阪市北消防署 予防担当警防担当		●			○露店開設届出書
	公園事務所				●	○暴力団排除申請
看板設置	公園事務所				●	○看板設置許可申請
個別プログラム	各公園事務所		●		●	○車輛進入許可申請

協議内容（公園）

【2012年度から2013年度で更新された事項】

対象年度	協議対象	協議相手	手続き				協議内容
			報告		協議		
			口頭	書類	口頭	書類	
2012	個別プログラム (水辺のブランコ)	大阪市北部方面 公園事務所			●		○芝生を傷めないよう養生すること ○設置にあたって、芝生の根を切らないよう配慮すること
	個別プログラム (まちなか動物園でピクニック)				●		○芝生を傷めないよう養生すること
	個別プログラム (OSAKA BOARD GAME PARK 2012)				●		○芝生に常時シートを敷くと日射を妨げるので禁止
	個別プログラム (手を使わずに操縦未来の車いす)				●		○芝生のうえで車イスに乗らないこと
	個別プログラム (ピクニック書道)				●		○樹木にロープを結ぶのは禁止
	個別プログラム (裏庭映画館)				●		
2013	芝生広場の利用	大阪市北部方面 公園事務所			●		○植栽・芝生の保護・養生 ○トイレ付近等メイン動線には養生マットを敷く ○プログラムは場所をずらしつつ行う ○油汚れ対策として飲食店の店先にも養生マットを敷くこと

協議内容（公園）

【2012年度から2013年度で追加された事項】

協議対象	協議相手	手続き				協議内容
		報告		協議		
		口頭	書類	口頭	書類	
中之島公園全体の利用	大阪市北消防署 予防担当 警防担当			●		○避難誘導路の明示資料が必要 ○プロパンの取り扱いには注意
	大阪市北部方面 公園事務所				●	○民間だけでの申請は占用許可、免除がおりにくい →水都オーソリティの副審が必要
広告の許可	大阪市北部方面 公園事務所				●	○広告（社名ロゴなど）の許可 →資料を公園に確認

協議内容（河川）

【2012年度と2013年度で共通の事項】

協議対象	協議相手	手続き				協議内容
		報告		協議		
		口頭	書類	口頭	書類	
各船着場の利用 共通	各警察署	●				○船着場は、お客さんの乗降船のみ ○事故発生時は要連絡
	各消防署	●				○イベント開催報告（概要説明）
	NPO法人 大阪水上安全協会		●			○イベント概要説明 ○使用届の提出
国際会議場前港の利用	長古堂 サンルイアミューズ				●	○他のイベントのため、テントを陸側に設置（使用料不要） ○国際会議場前港利用申請
湊町船着場の利用	南海電鉄				●	○デッキ部分に乗船受付のテント設置のため、利用料金が発生 ○湊町船着場利用申請
日本橋船着場の利用	南海電鉄				●	○イベント概要説明 ○河川占用許可申請書の提出
大阪市中央卸売市場前港の利用	大阪海上保安監部	●				○イベント概要説明 ○保安監部の管轄は端建蔵橋・船津橋まで
	大阪水上警察署				●	○警備体制図提出 ○水の事故発生時は水上警察へ要連絡

協議内容（河川）

【2012年度から2013年度で簡略化された事項】

対象年度	協議対象	協議相手	手続き				協議内容
			報告		協議		
			口頭	書類	口頭	書類	
2012	個別プログラム (ラバーダック)	天満警察署 交通課、警備課			●		○車道からの視認性に配慮すること
	船着場・水面を利用する 8つの個別プログラム	大阪府西大阪 治水事務所			●		○水上安全協会と関係団体の承認を得る
		日本水陸観光株式会社 (水陸両用バス)			●		○入水・出水の時間を水陸両用バスとずらす
		大阪水上バス株式会社			●		○非動力船のため、水上バスのルートと重ならないこと ○航行ルートを事前に示すこと
		NPO法人 大阪水上安全協会			●		○曳航船を手配する ○ローズポート、八軒家浜使用届の提出 ○監視艇を1艇出す
2013	個別プログラム (ラバーダック)	大阪水上警察署	●				○情報提供
	船着場を利用する 個別プログラム	NPO法人 大阪水上安全協会			●		○ローズポート、八軒家浜使用届の提出

協議内容（河川）

【2012年度から2013年度で追加された事項】

協議対象	協議相手	手続き				協議内容
		報告		協議		
		口頭	書類	口頭	書類	
中之島GATE会場全体の利用	大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課			●		○港湾局、府河川課の他、文化財も関係している可能性がある →教育に事前協議が必要
仮設建築物の設置	大阪市計画調整局 建築指導部 建築確認課			●		○仮設建築物の確認申請を行えば、 コンテナ設置が可能 ○土地に定着させていないという条件で <u>仮設建築物として申請可能</u>
飲食店営業	西部生活衛生 監視事務所			●		○ <u>必要な設備の確認</u> ○食品衛生責任者は期間限定であれば不要 ○調理場図面を申請前に提出 ○飲食店営業許可手数料

協議内容（道路）

【2012年度から2013年度で追加された事項】

対象年度	協議対象	協議相手	手続き				協議内容
			報告		協議		
			口頭	書類	口頭	書類	
2013	プロムナードの利用	天満警察署 交通課、警備課			●		<ul style="list-style-type: none"> ○プロムナードの御堂筋側出入り口には人があふれ出さないよう店を置かない ○プロムナードでは飲食は禁止。物販は良い ○通行者用の幅員は十分取ること
		大阪市建設局 管理部路政課				●	○道路使用申請の提出

まとめ

評価

パートナーズという民間主導の実行体制になったことによって

- ・ 公的資金に加え企業からの協賛金や広告料等の多様な資金の導入が可能となったこと
- ・ 多様なプログラム実施主体への呼びかけにともなって参加型プログラムへの移行が図られたこと

2013年度に設置された府・市からなる水都大阪オーソリティによって

- ・ 行政一元化による協議の簡略化が一部で行われたこと
- ・ 道路占用が可能となったこと

課題

- ・ 利用内容がいまだに大きく制限されていること
 - ・ 施設管理者ごとに協議が個別に必要であること
 - ・ 民間主体になったことによる、新たな協議の発生
- ➡ さらに規制緩和や協議の簡略化が求められる

ご清聴ありがとうございました